

第72回中小企業団体愛知県大会

決 議

令和5年10月26日

愛知県中小企業団体中央会

＝総合に関する要望事項＝

❖国に対する要望事項

1. 中小企業者・組合等連携組織支援施策について

- (1) 中小企業者及び組合等連携組織の経営力強靱化・成長促進支援施策の拡充
- (2) 国が実施する各種支援施策の情報が中小企業者に行き渡るよう、情報周知の徹底並びに助成金・補助金事務に関する手続きの簡素化を図ること。
- (3) 組合等連携組織がその構成員のために行う取り組みに対する支援施策を拡充すること。
- (4) カーボンニュートラルやDX等経営力強化・生産性向上に取り組む中小企業者に対する支援施策を拡充・強化すること。
- (5) 地域資源や観光資源を活用した取り組みを行う中小企業者に対する支援施策を拡充・強化すること。

2. 外的要因による急激な経営環境の変化並びにポストコロナに対応するための支援施策について

- (1) エネルギー、原材料価格等のコスト上昇分を上乗せし、適正な取引ができるよう、価格転嫁対策を含めた支援施策を講じること。
- (2) ポストコロナ時代における需給の変化等に対応するため、事業や業態の転換を図る中小企業者に対して、継続した支援施策を拡充・強化すること。

3. 中小企業者の官公需受注機会の確保について

- (1) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して、目標額の義務付けや官公需施策への理解を深めるための指導を強化するとともに、地元中小企業者及び官公需適格組合が優先的に受注できる機会の増大に向けた取り組みを推進すること。
- (2) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して、原材料価格等の高騰や働き方改革関連法に関する必要経費等を発注価格に反映させるために適宜予算を見直すなど、市場環境の変化に応じた対応がなされるよう指導すること。
- (3) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して、最低制限価格制度の活用を促進するなど、適正価格での受注機会の確保がなされるよう指導すること。
- (4) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して、官公需適格組合との緊急時における災害協定等の締結並びに協定に基づいた優先発注を推進すること。
- (5) 官公需適格組合の証明審査における手続きをより簡素化すること。

4. 中小企業者の事業承継・事業継続に関する支援施策について

- (1) 経営者の高齢化問題に対応するため、後継者育成等の事業承継支援施策の拡充及び相談体制の強化のため、中小企業支援機関への予算を拡充すること。
- (2) 中小企業の持続的な発展を促進するため、事業承継に係る設備投資や販路開拓を行うための支援施策を拡充・強化すること。
- (3) 自然災害や感染症の流行等の緊急事態に備えるための事業継続力強化計画、事業継続計画(BCP)の策定支援並びに策定済の中小企業者への支援施策を拡充すること。

❖県に対する要望事項

1. 県内中小企業者の官公需受注機会の確保

- (1) 県外からの入札を制限し、県内の官公需適格組合を中心に中小企業者の官公需への受注機会の確保と拡大を図ること。
- (2) 原材料価格等の高騰や働き方改革関連法に対応した必要経費等を発注価格に反映させるなど、市場環境の変化に応じ、適宜予算を見直す等の対応をすること。
- (3) 県が行う公共調達制度に対し、随意契約及び分離分割発注や優先発注枠の確保、発注目標額の設定など、中小企業者の持続的な発展のため、受注機会の増大を図ること。
- (4) 県内の中小企業者から適正価格による物品購入及び役務提供の推進を図ること。
- (5) 官公需制度に理解を深め、官公需適格組合及び中小企業者との定期的な情報交換及び連絡会議を行うこと。

(6) 市町村に対して、官公需適格組合との緊急時における災害協定等の締結並びに協定に基づいた優先発注を推進すること。

2. 中小企業対策予算の充実・強化

(1) 産業振興施策を充実し、中小企業対策予算を拡充・強化すること。

(2) ポストコロナ時代に対応して、中小企業が事業を継続・持続的に発展していくために業種業態に応じた適時適切な支援をすること。

(3) 外的要因による急激な資源価格や原材料価格高騰の影響を受けた中小企業に対して、価格転嫁対策を含めた支援策を講じること。

(4) 慢性的な人手不足にある中小企業に対して、人材確保及び定着を図るための人材育成の支援をより一層充実させること。

(5) 愛知県中央会が行う中小企業連携組織対策事業に支障が生じないよう、十分な中小企業連携組織対策予算並びに人件費を確実に確保すること。

= 金融に関する要望事項 =

❖国に対する要望事項

1. 中小企業金融対策の一層の充実

(1) 経済環境の急激な変化を乗り越えるための、業種や業態に合わせた機動的な金融施策の拡充を図ること。

(2) 『コロナ借換保証』制度の充実を図ること。

(3) 既往貸付けについても、企業の経営状況に則して条件緩和を図るなど、中小企業金融対策の一層の充実を徹底すること。

(4) 日本の国際競争力の低下を食い止める経済対策及びスタートアップ等の時代のニーズに沿った取組みや事業承継を円滑に支援するための施策などに呼応した金融対策の更なる充実を図ること。

(5) 金融庁は、金融機関の「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を監督し、融資慣行として浸透・定着を図ること。また金融機関は、経営者保証免除特例制度において、制度利用時の加算利率の上乗せをしないこと。

(6) 「事業成長担保権」等の制度導入を推進し資金調達手段の多様化を図ること。

(7) 中小企業を支援するための各種金融対策において、長期間の融資、元金返済の据え置き期間の延長、信用保証に過度に依存しない融資の実現を図ること。

(8) 法律の改正等により資金需要が生じている中小企業に対し新たな金融措置を講ずるとともに、政策金融で対象外とされている業種についても、対象業種とするなど、柔軟に対応すること。

(9) 資本金劣後ローンの推進及び制度の充実を図ること。

2. 中小企業への円滑な資金供給体制の確立と金融機関への指導継続

(1) 為替変動、原材料の高騰等、経済環境の急激な変化の影響を受けている事業者への支援を行うこと。

(2) 業績が十分に回復していない事業者に対する実質無利子・無担保融資の返済猶予や借換等、制度の拡充を図ること。

(3) スタートアップ、DX、カーボンニュートラル及びSDGsへの取り組みなど、時代のニーズに合わせた取り組みを行う中小企業者に対し、優遇措置を図るよう指導すること。

(4) 金融機関に対し、リレーションシップバンキング機能の強化及び事業性評価、コンサルティング機能の充実強化を指導し、円滑で迅速な資金供給体制を確立すること。

3. 政策金融機関の更なる機能の強化と融資制度の拡充

(1) 経済環境の急激な変化を乗り越えるための相談対応の充実及び特別貸付の拡充を図ること。

(2) 高度化融資制度の充実強化を図り、個人保証については求めないこと。

(3) 商工中金民営化後も中小企業のための金融機関という根幹の維持及びセーフティーネット機能を発揮するための危機対応業務の維持、拡充を図ること。

(4) 商工中金及び日本政策金融公庫は、中小企業への支援機能の強化を図るとともに、顧客へのサ

ービス向上に努めること。

(5) 資金提供の円滑化を図るため融資対象事業の評価に基づく低金利等優遇措置をとること。

4. 信用補完制度の充実

(1) 経済環境の急激な変化等の緊急時における無利子・無担保融資等の特別貸付及びその借換え等に対する保証条件の緩和を図ること。

(2) 保証審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図ること。

(3) 返済履歴を考慮した保証料率の引き下げ等の優遇措置を図ること。

(4) 信用保証のあり方を見直し、不動産担保や人的保証に依存しない融資制度の促進を図るとともに、事業承継時等における経営者保証の撤廃を図ること。

❖県に対する要望事項

1. 社会経済情勢の変化や中小企業の経営実態に即応した金融対策の推進

(1) 経済環境の急激な変化を乗り越えるため、中小企業及び小規模企業を取り巻く経済環境を業種ごとにきめ細かく把握し、実態に即した即効性を持った制度融資の創設など機動的な金融対策を一層充実させること。

(2) スタートアップ、DX、カーボンニュートラル及びSDGsなどの時代のニーズに即した成長戦略に取り組む中小企業者に対して、制度融資の創設や低金利貸付、保証料率の引き下げなどによる優遇措置を行うこと。

(3) 業績が十分に回復していない事業者への既往貸付けに対して、返済猶予や借換え等、制度の充実を図ること。

= 税制に関する要望事項 =

❖国に対する要望事項

1. 中小企業の経営基盤の強化と事業承継税制措置の拡充及び支援体制の強化

(1) 中小企業の事業再構築又は新分野進出・新事業への取り組みに関する税制措置を講じること。

(2) 収益の悪化している中小企業を支援するため、欠損金繰戻還付請求制度の拡充及び繰越控除期間を延長すること。

(3) 中小企業の事業承継における再編・統合に係る税制措置を拡充・延長し、支援体制を強化すること。

(4) 取引相場のない株式の評価方法を見直すこと。

2. 中小企業の持続的発展のための法人税改革

(1) 中小企業等の法人実効税率を引下げること。

(2) 雇用促進及び賃上げ促進に係る税額控除の要件緩和・拡充措置を講じること。

(3) 中小法人の軽減税率を引下げ、適用所得金額の見直すこと。

(4) 防衛財源としての増税について、慎重な対応をすること。

(5) DX及び設備投資に係る減価償却資産特例を拡充すること。

(6) 税制上の優遇を受けられる中小企業の定義となる資本金額を引き上げること。

3. 経済情勢に合わせた既存税制の見直し

(1) インボイス制度について、仕組みを簡素化し、2割特例や少額特例等の負担軽減策を拡充すること。また、新たな課題が生じた場合には丁寧な説明を行うこと。

(2) 国際情勢の影響等により経済が悪化している現状を鑑み、消費税の基本税率の見直しや二重課税の解消を検討すること。

(3) 改正電子帳簿保存法について丁寧な説明を行い、対応が困難な中小企業者への支援策や猶予措置の更なる延長措置を講ずること。

(4) 課税根拠を失った軽油引取税を廃止すること。また、やむなく継続する場合は免税措置を継続すること。

＝ 労働に関する要望事項 ＝

❖ 国に対する要望事項

1. 中小企業に対する人材の確保・定着・開発等に関する対策の更なる推進

- (1) 地域中小企業の雇用実態を十分に把握し、人材確保のための助成制度並びに雇用維持対策等の拡充を図ると共に、利用する中小企業に対し制度説明をすること。
- (2) 若者、女性、高齢者、障害者等の更なる就業対策を強化、推進すること。
- (3) 地域産業を支える製造業・建設業等の中小企業の技能者の育成、技術・技能継承への支援を強化すること。
- (4) 人材育成機関としての中小企業組合に対する支援・助成策を講ずること。
- (5) 技能検定制度については、中小企業の現状を踏まえた拡充を推進すること並びに技能検定試験を実施する中小企業組合及び運営に携わる中小企業への支援を強化すること。

2. 中小企業の実態に配慮した“働き方改革”の実現

- (1) 働き方改革関係法令に中小企業が対応するために、内容の周知徹底及び支援の充実を図ること。
- (2) 労働基準法をはじめとする種々の労働関係法令の見直しについては、中小企業における業種や企業規模、雇用実態等に十分に配慮し、検討すること。

3. 中小企業の経営状況等を踏まえた最低賃金の設定及び賃上げ支援の充実

- (1) 最低賃金の設定については、地方の中小・零細企業の経営状況や雇用実態、中小企業の支払い能力等に配慮し、急激な増加とにならないよう努めること。
- (2) 中小企業の生産性の向上の進展状況を踏まえた上で、地域の最低賃金審議会の自主性を損なわないよう配慮すること。
- (3) 価格転嫁が困難な中小企業の賃上げを支援する制度・助成の充実を図ること。

4. 安定的な社会保障制度の整備と保険料負担率の軽減措置の実施

- (1) 社会保障制度については、中小企業の経営実態等に配慮し、将来的に安定した制度の確立に取り組むこと。
- (2) 社会保険料の引上げや適用拡大については、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないよう慎重に検討すること。

5. 中小企業のニーズ等を踏まえた外国人材受入れ制度の見直し

- (1) 技能実習制度の見直しにあたっては、適正な制度運用のために不可欠な監理団体の機能を維持すると共に、引き続き中小企業組合にその役割を担わせること。
- (2) 制度の効果的かつ円滑な実施のため、業界のニーズ等を把握した上で、対象職種・業種を拡充すると共に、利用する企業等の負担とならないよう事務手続き等の簡素化を図ること。
- (3) 地域中小企業が安定的に人材の確保ができるよう転籍の在り方等も含めて制度設計を行うこと。

❖ 県に対する要望事項

1. 中小企業に対する人材の確保・定着・開発等に関する対策の更なる推進

- (1) 中小企業の雇用実態を十分に把握し、人材確保並びに雇用維持対策等の拡充を図ると共に、利用する中小企業に対し制度説明をすること。
- (2) 若者、女性、高齢者、障害者等の多様な人材に対する更なる就業対策を強化、推進すること。
- (3) 技能検定制度において、技能検定試験を実施する中小企業組合及び運営に携わる中小企業への支援を強化すること。

＝商業に関する要望事項＝

◆国に対する要望事項

1. 物価上昇に対する支援策の拡充・強化

- (1) 原油、天然ガスのエネルギー価格の急激な高騰に伴う電気・ガス価格の値上げにより経営環境が悪化している中小商業者への経済活動の支援を拡充・強化すること。
- (2) 原材料・資材価格の高騰により、仕入価格が上昇する中で、価格への転嫁ができず、利益率が悪化している中小商業者への支援を講じること。

2. 中小商業支援策の拡充・強化

- (1) 中小商業活性化に向け、コロナ禍での逸失した顧客や取引機会を取り戻せるよう、早期の売上回復を実現するため、国内需要による消費の喚起を図るとともに、訪日外国人旅行者の消費拡大を図るための経済対策を講じること。

3. 賑わいあるまちづくりの推進

- (1) 中小小売店及び商店街が、地域コミュニティの担い手として、防災・減災、防犯や少子高齢化等の社会的課題に取り組むことで、地域が持続的発展を成し遂げられるよう、支援策を拡充・強化すること。
- (2) 大規模小売店舗に対して、地域商業者組合への加入・協力を促すための条例やガイドラインの制定を行うこと。

4. 不当販売・不当表示等の取り締まり強化

- (1) 大規模小売店等の取引競争ルールを確立・徹底するなど、小売業における優越的地位の濫用行為を早期に根絶させるとともに、不当販売、不当表示等の違反行為に実効性ある対応を実施して、適正価格で売れる仕組みを作ること。
- (2) インボイス制度の実施において、取引先からの取引停止や不当な取引単価の引下げといった要求が発生しないよう取り締まりを強化すること。

5. 経営力強化に対する支援

- (1) 非接触型・デジタル化を推進し、中小小売店及び商店街の負担とならないよう、キャッシュレス決済の手数料優遇や設備導入への支援を図るなど、経営力強化に向けた支援策を拡充すること。
- (2) 中小商業者のインターネット販売システム等の導入に向けたデジタル技術の支援策を拡充すること。

6. 中小・小規模物流業に対する支援強化

- (1) 燃料油価格激変緩和措置による燃料油価格の補助期間を延長すること。
- (2) 高速道路料金の大口・多頻度割引率を拡充し、割引の適用対象を拡大すること。
- (3) 2024年問題に直面する中、中小・小規模物流業の適正取引推進を進めるべく、AI技術導入や中継物流拠点の整備・拡充を含めた物流効率化を図るための支援措置を拡充・強化すること。
- (4) 適正な事業運営及び適正な料金収受ができるよう、改正貨物自動車運送事業法に係る「荷主対策の深度化」、「標準的な運賃」についての時限措置を恒久化すること。

◆県に対する要望事項

1. 中小商業事業者に対する支援策の強化

- (1) 原油、天然ガスのエネルギー価格の急激な高騰に伴う電気・ガス価格の値上げにより経営環境が悪化している中小商業者への経済活動の支援を拡充・強化すること。
- (2) 原材料・資材価格の高騰に伴う、仕入価格の上昇による利益率の圧迫に対する中小商業者への支援を講じること。
- (3) 中小商業活性化のため、コロナ禍での逸失した顧客や取引機会を取り戻せるよう、早期の売上回復を実現するため、プレミアム付き商品券や旅行支援等の施策により地域の消費拡大を図るための経済活動の支援を拡充・強化すること。
- (4) 商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業）やげんき商店街推進事業費補助金を継続・拡充すること。

- (5) 大規模小売店に対して、地域商業者組合との共存共栄や地域社会との積極的な協力が得られるように、地域商業者組合への積極的な加入を促し、休日営業・営業時間短縮等について特段の配慮ができるようにすること。
- (6) 災害・犯罪、少子高齢化等の社会的課題に強い、安心・安全な魅力あるまちづくりに向け、老朽化した公共性が高い共同施設の撤去・保守・修繕費用に対する助成をすること。

＝工業に関する要望事項＝

❖国に対する要望事項

1. 中小企業者の生産性向上・経営力強化に対する支援の継続・強化

- (1) 革新的サービスの開発、試作開発や生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する「ものづくり補助金」の申請手続きの簡素化を図るとともに大規模な投資額に対する補助率及び補助上限額の引き上げを行うなど活用しやすくするための改善を行い、継続実施すること。
また、自然災害被災事業者に対するさらなる補助率の引き上げなどの特別措置を講じるとともに補助事業者への商談会開催等のフォローアップ支援事業の継続・拡充を図ること。
- (2) 中小企業者が生産性向上や技術革新を行うためのITツール導入やデジタル化の強化、サイバーセキュリティ対策強化など、DX推進に対する支援を拡充すること。
- (3) 熟練技能者が長年の経験で培った技能、ノウハウや専門的な知見などの円滑な継承や人材育成のために行う教育訓練に対する費用の補助を行うなどの支援策を講じること。
- (4) 知的財産権の取得や保護に対する費用の軽減措置など知的財産活動に対する支援策を講じること。
- (5) 産業構造の変革に直面する中小企業者の企業間で連携するための機会の確保やその取り組みに対する支援を行うとともにスタートアップ企業の連携組織化に対する支援を講じること。
- (6) 原材料、部分品、半導体等を海外に依存することなく、国内で需要・供給するための設備導入やサプライチェーン強靱化のための生産拠点の整備などを推進する中小企業者に対する支援策を講じること。

2. 環境・災害対策に積極的に取り組む中小企業者への支援の拡充

- (1) 中小企業者がGX推進のために取り組む環境配慮型の経営、製品開発、新技術の導入及び新素材開発に対する助成・支援制度の拡充に努めること。特に、「エコアクション21」、「J-クレジット制度」の普及を図り、取得支援の強化とともに、認証取得事業者については、取得及び更新費用の助成を行うなどの措置を講じること。
- (2) 中小企業者が取り組む環境保全義務対策（緑化・騒音・水質・PCB・アスベスト・廃プラスチック等）に対する支援を強化・拡充すること。特に、アスベスト含有廃棄物及びPCB廃棄物の処理に係る費用を全額負担するなど財政支援措置を講じること。
- (3) 土壌汚染対策を行うための調査及び除去等については、中小企業者にとって過度な負担とならないように要件の緩和や財政支援措置を講じること。
- (4) 中小企業者が大規模災害においても事業を継続できる体制を事前に確保するためのBCP策定や設備導入に対する支援策を講じること。特に耐震化、制震及び免震装置、無停電電源装置や自家発電設備等の導入に対する支援策を講じること。
- (5) 産業廃棄物等を再利用し、再資源化するための緩和策を講じること。

3. 中小企業者のエネルギー対策支援の強化

- (1) 大企業に比べて製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段に乏しい中小企業者の経営基盤が強化されるよう再生可能エネルギー発電促進賦課金の上昇を抑制すること。
- (2) 中小企業者や中小企業組合に対する生産性及び脱炭素・省エネルギー設備導入などによるカーボンニュートラル推進に向けた支援を拡充すること。
- (3) 原油、天然ガス等のエネルギー価格の高騰に対応した電力価格の低廉化を継続して講じるとともに中小企業の経営に影響が大きい電力及び石油製品などの安価かつ安定した供給を行うための体制を構築するなど総合的な支援対策を講じること。

4. 適正な取引と価格転嫁の促進

- (1) 適正な取引を促進するとともに、原材料、エネルギー、人件費等のコスト上昇分を適切に価格へ転嫁することについての気運を醸成し、その実現に向けた取り組みを実施するための支援を講じること。
- (2) 弱い立場にある下請中小企業者が親事業者・発注事業者による優越的地位の濫用等により不当な取引条件を強要されることがないように法制度や業種別下請ガイドラインの周知徹底を図ること。また、対象となっていない不公平な取引が顕著な業種についても迅速かつ的確に対処すること。
- (3) 中小企業組合を通じて行う取引条件改善への取り組みに対して要望の機会を設けるなど積極的な協力・支援体制を確立すること。

❖ 県に対する要望事項

1. 製造・ものづくりへの支援

- (1) 次世代自動車や航空宇宙、ロボット産業など、今後の成長が見込まれる分野における研究開発や実証実験を支援する「新あいち創造研究開発補助金」や企業の再投資を支援する「新あいち創造産業立地補助金」の継続、拡充を図ること。

2. 中小企業者のエネルギー対策支援の強化

- (1) 中小企業者や中小企業組合に対する生産性及び脱炭素・省エネルギー設備導入などによるカーボンニュートラル推進に向けた支援を拡充すること。
- (2) 原油、天然ガス等のエネルギー価格の高騰に対応した電力価格対策を継続して講じること。

3. 適正な取引と価格転嫁の促進

- (1) 適正な取引を促進するとともに、原材料、エネルギー、人件費等のコスト上昇分を適切に価格へ転嫁することについての気運を醸成し、その実現に向けた取り組みを実施するための支援を講じること。

4. 伝統産業への支援

- (1) 地場産業や伝統的工芸品産業に対する販路開拓等の支援を継続、拡充すること。